

# グループホーム ライフケア北倶楽部

## 重 要 事 項 説 明 書

### 1 事業運営主体概要

対象事業者の名称	グループホーム ライフケア北倶楽部
運営法人の名称	北商 株式会社
運営法人の代表者	代表取締役 温泉 晶
運営法人の所在地	〒065-0025 札幌市東区北 25 条東 7 丁目 3-11 TEL 011-215-7778 FAX 011-748-3822
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ グループホーム ライフケア中央倶楽部</li><li>・ 小規模多機能型居宅介護 ライフケア東倶楽部</li></ul>

### 2 事業所概要

事業所の名称	グループホーム ライフケア北倶楽部
事業の目的	要介護又は要支援 2 で認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対し、共同生活住居（ユニット）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</li><li>・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</li><li>・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</li><li>・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。</li><li>・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。</li></ul>
事業開始年月日	平成 15 年 4 月 6 日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 0170201263
事業所の所在地	〒001-0028 札幌市北区北 28 条西 12 丁目 3-13 TEL・FAX 011-708-8115

敷地面積	敷地面積 140.46 m <sup>2</sup>
建物構造	木造 2 階建
事業者の代表者	代表取締役 温泉 晶
ユニットの管理者	高野 恵利子
共同生活住居（ユニット）数	1
居室の概要・入居定員	ユニット名 ライフケア北倶楽部 定員 9 人（個室 9 室） 設備：照明器具、防火カーテン、ベット、暖房器具 面積：9.72 m <sup>2</sup> （全室）
共用部分の概要	居間及び食堂（1）台所（1）浴室（1）トイレ（3） 洗面所（2）洗濯機（2）TV（2）通信カラオケ（1） 階段昇降機（1）全館セントラルヒーティング
防犯防災設備 非難設備等	・自動火災報知器 ・自動火災報知器・消火器・スプリンクラー ・非常出口誘導灯 ・煙感知器 ・ガス漏れ警報機
緊急時の対処方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じる。
損害賠償保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険
交通の便	北海道中央バス 新琴似 2 条線 北 28 西 13 停留所（徒歩 1 分）

### 3 職員体制

#### (1) 職員の職種、員数

ユニット名 ライフケア北倶楽部

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (介護従事者)			介護福祉士
計画作成担当者	1			1		介護支援専門員
介護従事者	7	6	1 (管理者)	1		ヘルパー 2 級等

#### (2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従業者	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
看護職員	利用者の健康管理及び医療との連携支援を行う。

### 4 勤務体制

管理者	日勤（9：00～18：00）	
計画作成担当者	日勤（9：00～16：00） 7	
介護従業者	昼間の体制	日勤（9：00～18：00）

		早出（7：00～16：00） 遅出（11：00～19：00）
	夜間の体制	夜勤（18：00～9：00）

## 5 提供するサービスの内容及び費用について

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> <li>サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</li> <li>利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。</li> <li>（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。</li> <li>計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ol>
食 事		<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。</li> <li>摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。</li> <li>可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</li> <li>食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。</li> </ol>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> <li>食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。</li> <li>嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。</li> </ol>
	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。</li> </ol>
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。</li> <li>2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。</li> <li>3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</li> <li>4 シーツ交換は、定期的に週 1 回行い、汚れている場合は随時交換します。</li> </ol>
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師による 2 週に 1 回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。</li> </ol>
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</li> <li>2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</li> <li>3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</li> <li>4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</li> <li>5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</li> </ol>

## 6 介護保険給付サービス利用料金

1日あたり	要介護度等	介護保険料
		1割負担分
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	772 円
認知症対応型共同生活介護	要介護 1	776 円
	要介護 2	813 円
	要介護 3	836 円
	要介護 4	853 円
	要介護 5	871 円

### (1) 各種加算料金

初期加算（1日あたり）	入所（1ヵ月以上入院後の再入所）後、30日間	31 円
医療連携加算 I 3（1日あたり）		38 円
認知症対応型入院時費用（1日あたり）	最大 12 日間	250 円
サービス提供体制強化加算〈Ⅲ〉（1日あたり）		6 円
若年性認知症受入加算（1日あたり）		122 円
科学的介護推進体制加算（1ヵ月あたり）		41 円
生産性向上体制加算Ⅱ（1ヵ月あたり）		11 円

※介護職員処遇改善加算Ⅱ（合計額に 17.8%相当）が加算されます。

※介護保険料負担割合が、2~3割の方は上記料金の 2~3 倍の負担額となります。

### (2) その他の費用

居室利用料（家賃）	月額 40,000 円 月額 36,000 円 ※生活保護受給者
敷金	居室利用料（家賃）1ヵ月分 ※利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。
食事の提要に係る食費	日額 1,300 円 ※欠食の場合返金（朝食 400 円、昼食 500 円、夕食 400 円）
水道光熱水費	月額 19,000 円
暖房費（11月～3月）	月額 12,000 円
理美容費	実費相当
その他の費用	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。
○ 食事を提供しなかった場合の食費は、月額から1食単位の食費を差し引いた金額を請求する。	

## 7 入退去に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
  - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

## 8 非常災害対策

非常災害時の対策	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（上月 大作）</li><li>② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。</li><li>③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年 2 回 4 月・10 月）</li></ol>
----------	---

## 9 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者 管理者・市橋 知英
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 13 協力医療機関

協力医療機関名	琴似ファミリークリニック	今井歯科
所在地・連絡先	札幌市西区琴似4条2丁目1-2 コルテナII-1F	江別市大麻園町 18-10
診療科目	内科・消化器内科・耳鼻咽喉科 アレルギー科	歯科
協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の診療・治療・保健指導</li> <li>・ 必要時及び定期的な往診・健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の診療・治療・保健指導</li> <li>・ 必要時及び定期的な往診 等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医療が必要な場合の適切な医療機関の紹介</li> <li>・ 休日夜間を含めた 24 時間連絡体制の確保と緊急時の対応 等</li> </ul>	
--	---	--

#### 14 苦情相談機関等

(1) 苦情処理の体制及び手順	
ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）	
イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。	
○ } 指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に	
○ } 基づき記載してください。	
○ }	
【事業者の窓口】 管理者：高野 恵利子	所在地：札幌市北区北 28 条西 12 丁目 3-13 電話番号：011-708-8115 受付時間：9:00～18:00
【市町村（保険者）の窓口】 札幌市北区役所 保健福祉課	所在地：札幌市北区北 24 条西 6 丁目 電話番号：011-757-2400（代表） 受付時間：9:00～17:00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目国保会館 1 階 電話番号：011-231-5175 （介護サービス苦情相談専用ダイヤル） 受付時間：9:00～17:30(土日祝は休み)

#### 15 事故発生時の対応

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。		
損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
	保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	損害賠償責任（施設利用者やその家族への賠償）

#### 16 秘密保持について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
------------------------	---

	<p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

#### 17 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

#### 18 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、WAMNETにおいて公開しています。

#### 19 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけ

るとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 20 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

## 21 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

# 認知症対応型共同生活介護及び 介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約

ご利用者 \_\_\_\_\_ を甲とし、

事業者 北商株式会社(ライフケア北倶楽部) を乙とし、

下記のとおり認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約を締結します。

## 第1条(認知症対応型共同介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの目的)

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

## 第2条(被保険者)

- 甲の契約日時点における要介護状態区分は 要介護 です。
- 甲の要介護認定の有効期間は令和  年 月 日  から 令和  年 月 日  までです。
- 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

(意見の記載のない場合は、斜線を引く)

- 甲と乙は、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査意見を確認します。

## 第3条(当施設の概要)

当施設は、介護保険法令に基づき、札幌市長の指定を受けた指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業者です。

当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

なお、当施設のパンフレットも併せて御覧下さい。

## 第4条(契約期間と更新)

- この利用契約の契約期間は、

令和 年 月 日  から 令和 年 月 日

とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2. 契約満了日の14日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

#### 第5条(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

1. 乙は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を、速やかに作成します。なお、その作成にあたっては、その他の多様な活動の確保に努めます。
2. 乙は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更をします。
3. 甲は乙に対し、いつでも認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容を変更するよう申出ることが出来ます。この場合、乙は、明らかに変更の必要のないとき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うように認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行います。
4. 乙は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲及び甲の家族に対し、その計画の内容を説明します。

#### 第6条(介護サービスの内容及びその提供)

1. 乙は、前条により作成される認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、本条第3項のサービスの提供にあたっては、甲及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。  
なお、各種サービスの内容は「重要事項説明書」とおおりです。
2. 甲は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。なお、食事その他の家事等については、甲は乙と共同して行うようにします。
  - ①入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
  - ②機能回復訓練
  - ③相談、援助
3. 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
  - ①食事の提供
  - ②おむつの提供
  - ③理美容
  - ④レクリエーション

⑤施設の利用その他生活サービス

4. 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。
5. 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
6. 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況等を把握するようにします。

第7条(計画作成までのサービス)

乙は甲に対し、本契約締結後第5条の計画書が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じた自律した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスの提供をします。

第8条(居室の利用)

甲が利用する居室は、個室(一人部屋)です。

※部屋の配置については、場所を固定するものではありません。身体状況及び、精神状況等に応じて移動することがあります。

第9条(相談及び援助)

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び甲に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第10条(金銭等の管理)

1. 乙は、甲の現金及び預貯金につき原則として管理しません。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。  
①日常生活に必要な金銭の保管管理
3. 前項の場合における、乙の金銭等の管理に関する手続き方法は乙が別途定める基準によります。

第11条(利用料の支払い)

1. 甲は乙に対し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 乙は、甲が乙に支払うべき認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村より支払いを受けます(以下法定代理受領サービスという)。
3. 乙は、甲に対し、利用料金表(年間)を発行いたします。利用料金表(年間)には、甲が利用する施設の利用料の明細及び、介護保険利用料の明細を明記します。
4. 甲は乙に対し、当月の施設利用料及び、介護保険負担分を当月末日までに乙の指定する口座に支払います。

振込先	北海道銀行	美香保支店(普)	0960132	北商株式会社
	北洋銀行	元町 支店(普)	0284174	北商株式会社
	ゆうちょ銀行	九〇八 (普)	4769361	北商株式会社

5. 乙は、甲の支払った次月利用料金の内、施設利用料及び食材費を利用しなかった場合の返金については、別紙「重要事項説明書」のとおりといたします。

#### 第 12 条(介護サービスの記録)

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から5年間保存します。
2. 甲または甲の家族は乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲または甲の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

#### 第 13 条(契約の終了)

次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

1. 要介護の認定更新において、甲が自立もしくは要支援 1 と認定された場合。
2. 甲が死亡した場合。
3. 乙が第 14 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
4. 甲が病気の治療等その他のため 3 ヶ月以上、乙の施設を離れることが決まり、その 移転先が受入れ可能となったとき、または乙の施設を離れた期間が結果的に2ヶ月以上となったとき。
5. 甲が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

#### 第 14 条(契約解除)

乙は、次項において甲乙協議の上、契約を解除することができます。

1. 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月以上滞納したとき。
2. 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき。
3. 甲の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
4. 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

#### 第 15 条(退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により甲が当該施設を退去するときは、乙は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、甲またはその家族に対して、円滑な対処のために必要な援助を行います。なお、甲の退去までに甲の生活に要した費用等の実費は、甲の負担とします。

#### 第 16 条(精算)

乙が、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに返還します。

#### 第 17 条 (損害賠償)

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対してこの加入する損害賠償責任保険の範囲内でその損害を賠償します。但し、甲に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
2. 乙は、万が一の事故発生に供えてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。
3. 甲の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

#### 第 18 条 (緊急時の対応)

1. 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医または乙の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう家族と協力して、必要な措置をします。
2. 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。
3. 乙は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の医療機関と連携・支援体制をとっています。

#### 第 19 条 (身元引受人)

1. 乙は甲及び家族に対し、身元引受人を求めることを原則とします。
2. 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行する責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きを含めその後の一切の責任を負います。
  - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること。
  - ③甲が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置をなすこと。

#### 第 20 条 (秘密保持)

1. 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供に際して知り得た甲、若しくは甲の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
2. 乙は、乙の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た甲、若しくは甲の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
3. 甲は乙がサービス担当会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で甲の家族の個人情報を用いま

せん。

#### 第 21 条(苦情処理)

1. 甲または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載のご利用者相談窓口にて苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
3. 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇をしません。

#### 第 22 条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、札幌地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

#### 第 23 条(契約の定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

# 重度化対応・終末期ケア対応に係る指針

## 1. 目的

この指針は、北商株式会社(以下「事業者」という。)が設置するグループホーム ライフケア北倶楽部(以下「事業所」という。)において、利用者が病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、なじみの関係者での生活を維持し、そしてその家族が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族と協力して対応し、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とします。

## 2. 基本理念

施設は、病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方が継続できるように、そして住み慣れた環境で死がむかえられるように最大限の対応をします。また、利用者及びその家族に対する支援を最後まで継続し、責任を持って行います。

## 3. 重度化した状態・終末期の判断

利用者及び家族の意思の下、主治医の判断を基本とします。

主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他です。

また、看取りの対象者は、以下にあたる入居者とします。

- ① 入居者及びその家族が施設における「看取り」を希望している場合
- ② 老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない場合や、必要としない場合
- ③ 苦痛、痛み、呼吸苦、出血がない場合

## 4. 医療連携

### ① 主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、状況に応じて病院における医療とも連携していきます。

### ② 地域の多様なサービスとの連携

がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師等(調剤薬局との連携を進めます。)、必要に応じて多様な専門職との連携で対応します。

## 5. 重度化体制(1)急性期等状態悪化時は、重要事項説明書『13 協力医療機関』と連絡調整を行い、入居者に対し次の対応を行います。

- ① 生命の危機状態等にあると客観的に判断した時は、救急車の要請をする。
- ② 救急車要請時、救急対応者の指示を受けて蘇生や応急処置を行う。
- ③ 施設内従業員で入居者様の家族への連絡を行う。
- ④ 救急車にて医療機関へ搬送を行う

(2)生命危機とは判断しない状態で、医師又は看護師に報告を行う必要がある場合は、次の報告を行

います。

- ① バイタルサインのデータ報告をする。
  - ② 何時頃から、どのような症状(客観的)・どのような訴え(主観的)なのかを報告する。
  - ③ いつもと違う症状や状態を簡潔に報告する。
- (3) 重度化して医療行為が必要となった場合
- ① 原則医療機関の対応とするが、短期間の継続的な医療処置に関しては、医療の特別指示書で訪問看護ステーションに依頼することがある。
  - ② 常時の高度医療の管理が必要な場合や頻回な処置が必要となった場合は、医師の判断に基づき、入院加療となる場合がある。
- (4) 24時間対応の連絡体制
- 夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制(協力医療機関看護部との契約)にもとづき看護師、医師と連絡をとって対応を行います。

## 6. 看取り体制

- (1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護
- ① 施設は利用者及びその家族に対し、事業所における看取り介護の基本理念を明確にし、生前に意思確認をして同意を得ます。
  - ② 医師により医学的に回復の見込みがないと判断されたときに、看取り介護を開始します。
  - ③ 看取り介護の実施にあたっては、その都度、利用者及びその家族の同意を得ます。
- (2) 事業所における看取り
- ① 病状説明を家族と共に管理者(他ケアマネ)が受ける。
  - ② 特に施設における医療体制の理解を得て、協力医療機関との連携を図り対応している事や看護師の体制、可能な医療行為などの説明を十分に実施する。
  - ③ 施設での看取りを本人及び家族が希望しているのか確認を医師と共に行う。
  - ④ 施設及び医療機関、訪問看護が協働して看取りケアができる状況か協議する。
  - ⑤ 施設で看取りを行う事が決定した時は、「看取り指針」の内容を再度家族に説明を行う。
  - ⑥ ケアプランの見直しを行った上で本人及び家族に看取りのケアプランについて同意を得る。
  - ⑦ 契約時に看取り同意書をとる。

## 7. 家族等の信頼・協力関係

認知症対応型共同生活介護での重度化・終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせません。家族等と一緒にあって利用者本人が満足するような看取りの支援をしていきます。

## 8. 従業員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、従業員教育・研修に努めていきます。そのために施設内での研修の実施や外部研修にも積極的に参加していきます。

また、家族等の意思を尊重した密な連携をもつことができるように努めていきます。

- ・看取りについては、各職員毎に役割を分担し、本人及び家族の意思を常に確認しながら行って参ります。
- ・本方針について、関連する法律、基準、通知及び体制に変更が生じた場合は指針内容について見直しを行います。

# 個人情報保護に対する基本方針

北商株式会社(以下「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する個人に関し、適正かつ適切に取扱いに努力することともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守して、個人情報保護を図る事をここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的の通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用にあたり、本人及びご家族様の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託に当り、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する諸規定を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、または棄損の予防及び是正の為、当法人内において規定を整備し安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人は自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら(個人情報相談窓口電話 011-215-7778)までお問い合わせください。

### 4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

## 個人情報の利用目的

北商株式会社が経営するグループホーム ライフケア北倶楽部では利用者様の尊厳を守り、前項に記した法人の方針の下、ここに利用目的を特定します。予め利用者及びご家族様の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。

### 【利用者及びご家族様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. グループホームライフケア北倶楽部での利用目的
  - ① 介護(予防)サービス計画書作成・その作成のために必要なアセスメント・評価に係わる利用
  - ② 介護保険事務
  - ③ 介護保険サービスに係わる管理運営業務のうち
    - I サービス開始・利用終了等の管理
    - II 会計・経理
    - III 事故等の報告
    - IV 介護サービスの向上のために必要な事項
    - V 外傷等が認められた際の撮影及び撮影物の管理・報告
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う目的
  - ① 当事業所が利用者様に提供するサービスのうち
    - I. 行政機関・医療機関・居宅介護支援事業所・居宅サービス提供事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
    - II. 家族等への心身の状況説明
    - III. 行政機関への諸サービス申請・利用時の情報提供等
  - ② 介護保険事務のうち
    - I. 審査支払い機関へのレセプトの提出
    - II. 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

### 【上記以外の利用目的】

1. 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
2. 当事業所外で行われる学術発表・研究等
3. 外部監査機関への情報提供

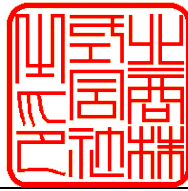
令和 年 月 日

**【事業 者】**

所在地:〒065-0025

札幌市東区北 25 条東 7 丁目 3-11

名 称: 北商株式会社 代表取締役 温泉 晶



**【事業 所】**

所在地:〒001-0028

札幌市北区北 28 条西 12 丁目 3-13

名 称: グループホーム ライフケア北倶楽部 説明者:氏名 統括施設長 北岡 雄二

私は本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護  
についての契約、重要事項、重度化対応・終末期ケア対応に係る指針、個人情報に対する基本方針と  
利用目的の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

**【利 用 者】**

住 所 札幌市北区北 28 条西12丁目 3-13

氏 名

**【代 理 人】**

住 所

氏 名

関係

**【身元引受人】**

住 所

氏 名

関係